平成２２年（フ）第１７６０号
宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字小田13番地の33　コーポマルヨ１号
債務者　志賀　正義
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６３８号
水戸市元吉田町779番地の１　グランコート三番館102号、旧住所茨城県鉾田市鉾田569番地10
債務者　井川　精一
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６７９号
茨城県笠間市押辺2594番地116　エレガンツ横倉Ｂ―101、旧住所茨城県笠間市下郷3798番地１
債務者　増渕　　一
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７２０号
茨城県水戸市八幡町11番52号、旧住所茨城県坂東市沓掛4075番地１
債務者　倉持　美紀
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７４０号
茨城県水戸市中丸町505番地の１
債務者　富田　直美（旧姓奥冨）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７４５号
茨城県鉾田市徳宿1496―19、住民票上の住所茨城県鉾田市菅野谷759番地
債務者　圷　千津子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７４７号
茨城県常陸太田市三才町71番地の３
債務者　神山　明広
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１３１０号
京都市伏見区向島二ノ丸町359番地13
債務者　寺嶋　雄造
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１４号
京都市山科区日ノ岡ホッパラ町51番地11
債務者　田中美千子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２７号
京都市北区紫野西蓮台野町36番地
債務者　田村百合子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４２号
京都市北区衣笠西尊上院町４番地１
債務者　森本　章大
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８８２号
兵庫県相生市相生２丁目15番23号、従前の住所兵庫県相生市川原町７番６号
債務者　水上　　博
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９０７号
兵庫県姫路市北条梅原町３番地　インタパレス北条303号
債務者　北園　　悟
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９２１号
兵庫県佐用郡佐用町長尾849番地
債務者　家嶋　琴美（旧姓西坂）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２２８号
松江市学園南２丁目８番13号　ユニメント松本Ⅱ201
債務者　松岡　与典（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３３３号
広島県廿日市市上平良1131番地１
債務者　秋山　幸江
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３４号
広島県廿日市市上平良1131番地１
債務者　秋山　行彦
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部